

鎌倉市・宅地内排水設備申請のしおり

令和5年(2023年)6月

鎌倉市都市整備部 下水道経営課

もくじ

はじめに	……2
下水道の役割	……2
排水設備の意義	……2
指定工事店の役割	……2
申請者(設置義務者)	……3
私法上の権利関係について	……3
違反工事	……3
排水設備の基本	……4
排水設備の範囲	……4
排水設備の設計	……4
雨水の処理	……4
雨水浸透施設	……5
構造基準	……6
仮設トイレ、先行配管等	……7
ディスプレイ等	……7
除害施設の設置等	……7
各種補助制度	……8
補助金と貸付金	……8
共同私設下水道	……8
私設汚水ポンプ	……8
浄化槽雨水貯留施設	……9
共同私設下水道の改築・修繕	……9
私設汚水ポンプの改築・修繕	……9
排水設備の申請	……10
オンライン申請	……10
申請の流れ	……11
申請書	……12
委任状	……13
決定通知	……13
計画の変更	……13
完了届の提出	……13
完了検査	……13
資料(書類等一式)	……14~27
問い合わせ先	……裏面

はじめに

【下水道の役割】

下水道法第1条では「この法律は～公共下水道～の設置その他の管理基準を定めて、下水道の整備を図り、もって**都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。**」と規定しています。

下水道は、住民の日常生活に必要不可欠な施設であり、伝染病の予防やトイレの水洗化による悪臭の防止など公衆衛生の向上や生活の改善をすすめてきました。近年では排水の高度な処理により、川や海の水質を向上させるなど環境の改善にも役立っています。

なお、鎌倉市の下水道は**分流式**（汚水と雨水を別々に排除する方式）です。工事を計画・実施する際は、汚水・雨水台帳と現場での確認を徹底してください。

【排水設備の意義】

排水設備は、土地や建物から発生する下水を公共下水道に流入させるために必要な施設であり、**その設置や維持管理については、個人や事業場が行うこと**になります。しかし、その構造や機能に問題があると、下水道の目的である都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全などの目的を達成することができません。

このため、下水道法や建築基準法等の法令や条例で、その設置について規定しています。

また、**排水設備は、私有地内に設置されるものであり公共下水道と比較して小規模ですが、その目的や使命は、公共下水道となんら変わるものではない**ため、その設計にあたっては、関係法令に定められた技術上の基準に従って適正な設計を心がけなければなりません。

【指定工事店の役割】

排水設備の新設、増設または改築を行おうとする者（申請者）は、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令等に適合するものかどうか、**事前に市長の確認**を受けることになっています。その際、**排水設備の設計や工事は、技能を有すると市長が認めた「責任技術者」が専属する業者で市長が指定した「下水道指定工事店」でなければ行えない**ことになっています。

これは、技術基準や法令、水質などを確保するために、鎌倉市下水道条例で設計や工事を「責任技術者」「指定工事店」に限定（市長が特に認める者を除く）しているためです。このように「**責任技術者」「指定工事店**」は下水道の目的を達成するために大きな役割を担っており、その責任を強く自覚し、丸投げ、名義貸し、事前着工などが無いようにすることが必要です。

【申請者(設置義務者)】

公共下水道の供用が開始された場合は、下水道法第10条第1項により、排水設備の設置義務者は、遅滞なく次の区分に従って排水設備を設置しなければならない、と定められています。

- ① 建築物の敷地である土地にあつては、その建築物の所有者
- ② 建築物の敷地でない土地(③を除く)にあつては、その土地の所有者
- ③ 道路(道路法による道路をいう)その他の公共施設(建築物を除く)の敷地である土地にあつては、その公共施設の管理者

【私法上の権利関係について】

下水道条例に基づいて提出された「排水設備の確認申請」は、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令及び条例の規定に適合していることを市長が確認するものであって、**私法上の土地利用、賃貸等の権利関係まで立ち入るものではありません**。したがって、排水設備の確認申請書が提出された場合、条例・規則・指導基準等で定めている事項に適合していれば受理・審査されるものです。

申請者は、市長からの決定通知や検査済標の発行などにより、あたかも私法上の権利関係まで承知したように誤解する場合があります。指定工事店・責任技術者は、このことを認識し、申請者に対して十分説明する必要があります。

【違反工事】

申請せずに工事した場合(事前着工も含む)は、「違反工事」となり、通常の申請処理とは別の処理となります。違反工事は法令違反であり、指定工事店や責任技術者の資質が問われることとなります。補助金が受けられないなど、申請者に迷惑をかけることにもなります。

違反工事が再三に渡る場合は、指定工事店については指定の取り消しや指定の停止、責任技術者については登録の取り消しや登録の停止となる可能性がありますので、十分に注意してください。

排水設備の基本

【排水設備の範囲】

排水設備の範囲は、**水道の給水用具を受ける設備**、すなわち給水栓を受ける衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄管からとし、**衛生器具、トラップ、阻集器、受水槽及び除害施設を含みます**。ただし、水洗便所のタンクは、機能上便器と一体になっているため、排水設備として扱う必要があり、また、洗濯機及び冷蔵庫、給湯器等は排水管に直接接続されていないので、これから出る汚水を受ける排水管から排水設備となります。

公共汚水ます(市施工、自費工事ともに)は宅地内排水設備ではありませんので、別途申請が必要となります。公共汚水ますに関することは下水道河川課（内線 2537）へお問い合わせください。

【排水設備の設計】

排水設備の設計にあたっては、**関係法令等に定められている技術上の基準に従い、耐震性、施工、維持管理及び経済性を十分に考慮し、適切な排水機能を備えた設備となるようにしてください**。そのため、現場の状況、下水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、適切な構造、機能を有し、施工や維持管理が容易で、最も経済的な設備を設計するよう努めなければなりません。

【雨水の処理】

鎌倉市の公共下水道は**分流式**です。

汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水管へ、雨水は雨水管または水路等の雨水排水施設（いずれも管理者の同意が必要）へ流します。排水設備の設計、施工にあたっては**雨水が汚水管に入らないように十分注意**してください（外流しを除く）。

宅地内の雨水の処理については、できるだけ、**宅地内浸透施設(浸透ます、浸透管)で地中に浸透させ、オーバーフロー分を雨水排水施設に流す**ようにしてください。また、雨水の放流先があるのに申請者の都合で雨水排水施設に接続しない場合は「**誓約書(宅地内雨水排水設備について)**」（別紙）の提出が必要となります。

【雨水浸透施設】

雨水浸透施設の設置にあたっては、排水区域の地形、地質、地下水位及び周辺環境等を十分調査した上で、次の事項を考慮し、判断してください。

- 雨水浸透施設は、雨水の浸透によって地盤変動を引き起こすような場所に設置してはなりません。また、浸透性の低い場所に設置する場合には、排水区域の周辺状況等に十分注意しなければなりません。

① 雨水浸透施設の設置禁止区域

- (ア) 急傾斜地崩壊危険区域
- (イ) 地すべり区域
- (ウ) 擁壁上部、下部の区域
- (エ) 隣接地その他の居住及び自然環境を害する恐れのある区域
- (オ) 工場跡地、廃棄物の埋立地等で、土壌汚染が予想される区域

② 雨水浸透施設の設置に注意しなければならない区域

- (ア) 隣地の地盤が低く、浸透した雨水による影響が及ぶ恐れのある区域
- (イ) 斜面や低地に盛土で造成した区域
- (ウ) 既設浸透施設に隣接する区域
- (エ) 地下水位が高い区域

③ 雨水浸透施設の選定にあたって

- (ア) その排水区域に適し、浸透効果が十分なものを選定すること

【構造基準】

宅地内排水設備の構造基準は、基本的には日本下水道協会発行の「**排水設備工事責任技術者講習用テキスト(最新版)**」と、**鎌倉市下水道条例と同施行規則***によります。よく読んで設計してください。また、鎌倉市独自の指導基準は次のとおりです。

* 鎌倉市下水道条例、同施行規則は鎌倉市のホームページで公開しています。

① 鎌倉市の指導基準

(ア) インバート継手(ます)の構造基準

- A) インバート継手(ます)は日本下水道協会又はプラスチック・マンホール協会の規格適合商品を使用してください。
- B) 規格対象商品以外を使用する場合は、事前に担当者と相談の上、機能・構造等が確認できる資料として承認図、製品カタログ等のコピーを添付してください。
- C) 本管径がφ100の場合、立上がり管の口径はφ150mm、φ100を超える場合は内径φ200mm以上のもので、原則として本管径より一回り大きな口径を使用し、堅固で耐久性及び耐震性のある構造のものとすること。

ますの深さは、鎌倉市に登録した責任技術者が、維持管理を考慮して決定してください。排水管の内径がφ200mmを超える場合は、あらかじめ市長と協議する必要があります。

【鎌倉市の行政指導の標準的な基準】

◎個人で維持管理する場合

マス径 (mm)	マス深さ (cm)
150	90 以下
200	120 以下
300	140 以下

◎業者の清掃を前提にする場合

ますの蓋を開けて、ますの底部が確認できる深さ

- (イ) 便所(大便器を有するもの)からの排水枝管と宅内排水本管との会合点に設ける汚水ますは、段差付(上下流落差 30mm、45YS 又は HS)を使用してください。
- (ウ) 外流しは砂溜ますを設け、汚水排水に流してください(詳細は別紙設計図を参照のこと)。
- (エ) 給湯器、業務用冷蔵庫、エアコンドレン、受水槽等からの排水は間接排水方式とし、汚水排水に流してください。
- (オ) 通気管の設置・・・鎌倉市の鎌倉地域を中心とした一部区域で、1 階トイレの立ち上がり管に通気管を設けてもらっています(設置をお願いする場合は排水確認の決定通知で指示します)。
- (カ) 飲食店や一部食品の販売店(アイスクリームの販売など)については、規模に合わせてグリース阻集器(グリーストラップ)を設置してください。なお、喫茶店等で飲み物だけを提供する場合でも、営業で行うものであればグリース阻集器(グリーストラップ)が必要となります。

【仮設トイレ、先行配管等】

仮設トイレ等（仮設の手洗いや土壌浄化等の排水など）も通常通りの手続きが必要です。また、造成工事等で、家屋が建つ前に階段の下等に先行して配管を行う場合も同様です。排水設備新設等確認申請書を提出し、決定通知を受けてから施工してください。そして、完了日から5日以内に完了届書類等を提出してください。

【ディスポーザー等】

ディスポーザーの使用は鎌倉市下水道条例により原則禁止しています。ただし、処理槽を有するディスポーザー等で市長が認めるものについては使用することができます。設置の際は別途「鎌倉市ディスポーザー排水処理システム取扱要綱」に基づく届出が必要となりますので、詳細は設備担当（内線 2399）へお問い合わせください。

【除害施設の設置等】

下水道法では、悪質な下水に対して水質規制を行っており、あらかじめ処理を行ったうえで下水道施設に排除しなければならないとしています。この排出下水を規制基準に適合させるために設ける施設を「除害施設」といいます。下水道の施設の機能を妨げ、又は施設を損傷する恐れのある下水についての規制は、条例で排除基準を定め除害施設の設置等を義務付けています。
※詳細については鎌倉市下水道条例及び同施行規則を参照してください。また、除害施設の担当は浄化センター（山崎浄化センター/TEL0467-46-8001）になります。

各種補助制度

【くみ取り便所及び浄化槽廃止にかかる補助金と貸付金】

鎌倉市では、公共下水道の使用により一日でも早く快適な暮らしを送っていただくために、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事を行うおとする方のために、補助金・貸付金の制度を設けています。

ただし、原則として下水の処理を開始すべき日から3年以内に工事(排水確認の申請提出を含む)を行う必要があります。また、3年以上経っていても、市長が相当の理由があると認めた場合は助成を受けることができます。助成の可否については料金担当(内線 2229)へ確認してください。

なお、補助金・貸付金の金額については、鎌倉市のホームページに掲載しています。また、毎年5月に金額の見直しを行っていますので、確認の上、申請するようにしてください。

【共同私設下水道】

私道内に共同で下水道管を布設し、公共下水道に接続する場合は、次の条件を備えていれば共同私設下水道として補助金の交付を受けることができます。

※この制度は原則として、下水の処理を開始すべき日から3年以内に申請手続きを済ませたものに限りです。

《条件》

- ① 私道の下水道管の本管部の延長が10mを超えること。
- ② 3宅地以上あり、1戸以上が接続すること。

《補助金の額》

共同私設下水道の布設にかかる市の認めた工事費のうち、本管延長から10m分を除いた額を対象に補助します。補助金以外の工事費は利用される方々の負担となります。

【私設汚水ポンプ】

既存建物が低地等にある場合で、自費により私設汚水ポンプ施設を設置することにより、下水の処理を開始すべき日から3年以内に公共下水道に接続する工事を行う場合には、市長が定める形式の汚水ポンプを2棟共同で設置する工事に対し、ポンプ設置にかかった工事費の全額(千円未満は切り捨て)を補助します。設置後の維持管理や運転費用の負担については、使用者が行うこととなります。

【浄化槽雨水貯留施設】

公共下水道に接続する工事に際し、**不要となる浄化槽を転用し、雨水貯留施設に改造する場合、その費用の一部を補助**します。補助金申請は排水設備等新設等確認申請書と同時に提出してください。

なお、補助金の金額については、鎌倉市のホームページに掲載しています。

【共同私設下水道の改築・修繕】

老朽化による共同私設下水道を改築・修繕する場合は、次の条件を備えていれば補助金の交付を受けることができます。

《条件》

- ① 私道の下水道管の本管部の延長が10mを超えること。
- ② 改修箇所が管渠工事の完了日または当該補助金の交付を受けた前回の改築・修繕工事から原則として25年以上経過しているもの。
- ③ 当該共同私設下水道に接続可能な宅地が3宅地以上あること。

《補助金の額》

共同私設下水道の改築・修繕工事に現に要した額の80パーセントの額を限度として補助します。補助金以外の工事費は利用される方々の負担となります。

【私設汚水ポンプの改築・修繕】

老朽化による私設汚水ポンプを改築・修繕する場合は、次の条件を備えていれば補助金の交付を受けることができます。

《条件》

- ① 過去に市の交付金を受けて設置したもの。
- ② 原則として設置工事の完了日から起算して15年を経過しているもの。

《補助金の額》

私設汚水ポンプの改築・修繕工事に現に要した額の80パーセントの額を限度として補助します。

排水設備の申請

【オンライン申請について】

排水設備の申請については、窓口での手続きのほか、『e-KANAGAWA 電子申請システム』による電子申請の受付を開始しました。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142042-u/offer/offerList_initDisplay.action



e-KANAGAWA を初めてご利用される場合は、トップページ『初めてご利用する方』をご参照の上、『利用者登録』を行ってください。利用者登録の際は、申請団体が「鎌倉市」となっていることを確認の上、画面右上の『利用者登録』から手続きを行ってください。

利用者登録後、画面中段の『検索キーワード』に『排水』と記入いただくと、『排水設備等新設等確認申請』『排水設備等工事完了届』の手続きが選択できます。

【e-KANAGAWA 電子申請システム画面イメージ】

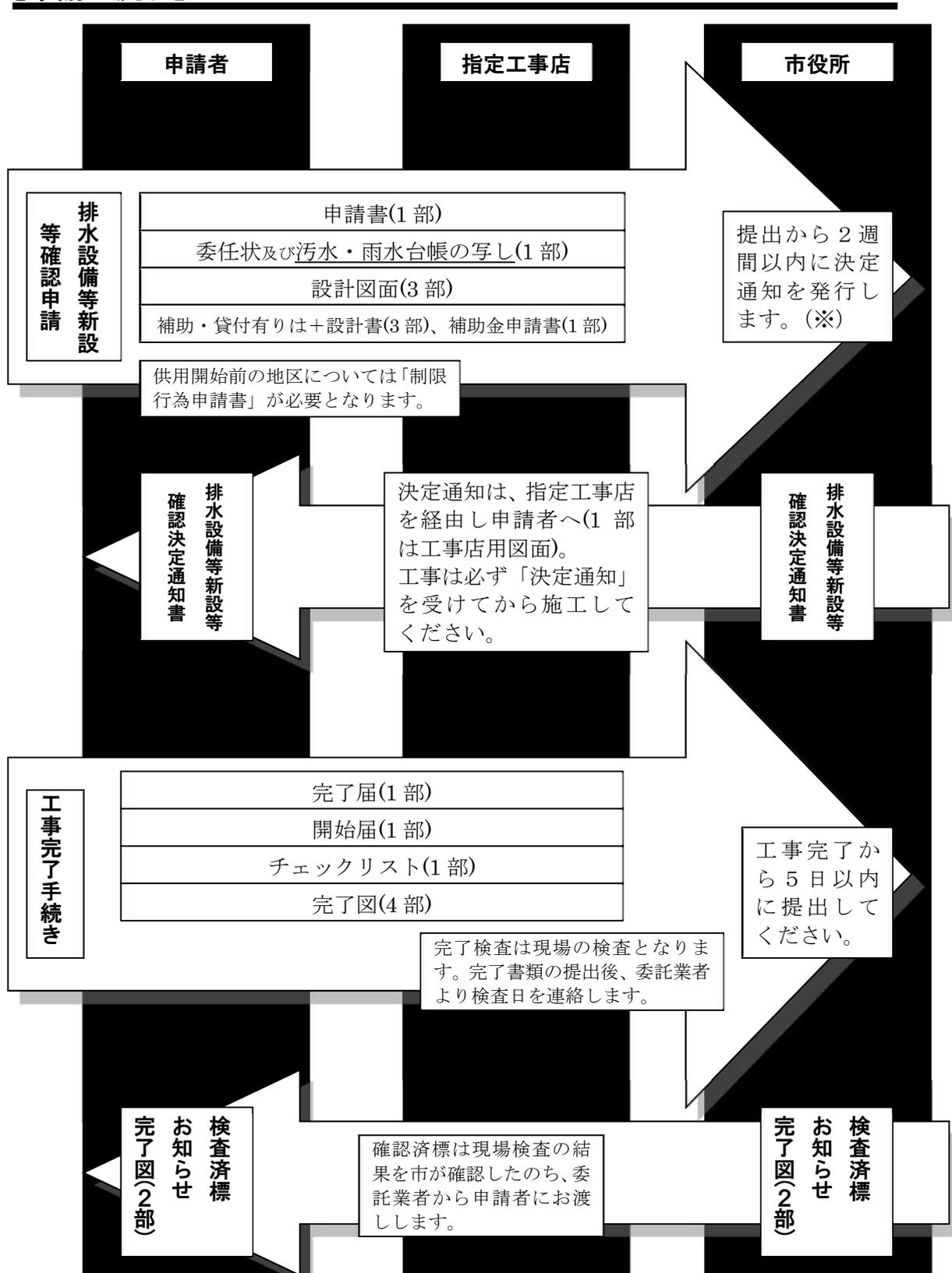
The screenshot shows the e-KANAGAWA online application system interface. Key elements are highlighted with callouts:

- 申請団体「鎌倉市」**: Points to the '鎌倉市' (Kamakura City) dropdown menu in the top navigation bar.
- 利用者登録**: Points to the '利用者登録' (User Registration) button in the top right corner.
- 初めてご利用する方**: Points to the '初めてご利用する方' (First-time user) link in the main navigation area.
- 検索キーワード:『排水』**: Points to the search input field where '排水' (Drainage) has been entered.

The interface also displays a search results section titled '手続き一覧' (List of Procedures), showing two options:

申請内容	受付開始日時
排水設備等新設等確認申請	2023年03月01日08時30分 受付終了日時 無し
排水設備等工事完了届	2023年03月01日08時30分 受付終了日時 無し

【申請の流れ】



※浄化槽の不具合等で早急に着工しなければならない場合には設備担当（内線 2399）に相談してください。

【申請書】

排水設備の確認申請は次により作成し、市長宛に提出してください。提出先は鎌倉市役所下水道経営課となります。

- ① 排水設備等新設等確認申請書(第1号様式)1部
- ② 排水設備等設計図面(縮尺1/200を標準とする)で次の事項を表示したもの3部
 - (ア) 排水設備を設置し、又は改築しようとする土地(以下「申請地」という)付近の案内図(写図、住宅地図を参考にした場合は、平面図の左上に住宅地図等の名称、ページ及び座標を記入したもの)
 - (イ) 申請地の境界線
 - (ウ) 申請地付近の道路の配置
 - (エ) 申請地内にある建築物、台所、浴場、洗濯場、便所その他の汚水及び雨水を排除する施設の配置及び名称
 - (オ) 申請地付近の公共下水道又は私道内の私設管の配置
 - (カ) 他人の排水設備を使用するときは、その他人の排水設備の配置
 - (キ) 管きよの配置、形状、寸法及びこう配(雨水は排水経路のみを水色で表示し、既設の排水設備及び雨水施設は破線で表示すること)、インバート継手(ます)の種類及び深さ(ドロップますの場合、入りと出の深さを記入)
 - (ク) 最終ます又はマンホールの配置、形状、寸法等
 - (ケ) 除害施設、排水ポンプ、防臭装置又は通気管を設けるときは、その配置
 - (コ) 2階以上の建築物の場合は、各階の配管系図
 - (サ) 申請地における水栓番号(申請時に建物が無い場合で過去に水道が引き込まれていたときは、旧水栓番号)
 - (シ) その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
- ③ 私道内の私設管を設けるときは、縦断図面3部
- ④ 排水ポンプを設けるときは、形状、寸法及び能力を表示した図面3部
- ⑤ 鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例(昭和46年6月条例第3号)第4条の規定による申請をしようとするときは、当該申請書及び排水設備の工事設計書3部
- ⑥ 阻集器を設けるときは、形状、寸法及び能力を表示した図面と選定根拠(計算書)を3部
- ⑦ 既設管を使用するときは、責任技術者が十分調査し、使用に耐えるものであることを証する書類1部
- ⑧ 雨水の放流先があるのに申請者の都合で雨水排水施設に接続しないで浸透処理する場合は、「誓約書(宅地内雨水排水設備について)」1部
- ⑨ 本来、屋外配管されるべき下水道排水管を建物内床下で全て一系統の管で合流排水処理される場合は、「誓約書(床下配管について)」を1部
- ⑩ 排水ヘッダー等、市が使用を認めていない製品を使用する場合は、「使用承諾願」と、承認図・製品カタログ等のコピー(製品の形状や能力が分かるもの)を1部
- ⑪ 供用開始区域以外の区域の場合は、制限行為申請書1部
- ⑫ その他、市長が必要と認める書類
 - (ア) 汚水・雨水台帳の写し
 - (イ) 誓約書(構造基準)…構造基準に適合していない場合は、市の担当者と相談の上提出

※申請書、委任状、誓約書等の必要書類は、鎌倉市ホームページ内ダウンロードサイトに掲載の最新のものを使用してください。

【委任状】

排水設備の確認申請及び助成金申請は、原則として申請者本人が申請書類を市の窓口を持参することを前提としています。**指定工事店等による設計、完了、申請手続きの代行等を行う場合は、申請者からの委任状等が必要**です(委任状等は必ず申請者本人等が作成してください)。

【決定通知】

排水設備の確認申請を市が受理してから、申請書に不備がなければ、**14日以内に排水設備等新設等確認決定通知書により申請の適否を通知**します。決定通知を受けてから工事を施工してください。

【計画の変更】

決定通知を受けてから工事完了までに**計画の変更があった場合は、設備担当(内線 2399)に連絡し、指示を仰いでください**。軽微な変更(管延長、ます深など)については担当者への報告後、工事完了時に、変更箇所を反映した精算図を提出してください。大幅な変更の場合は、書類を再提出していただく場合があります。

【完了届の提出】

工事が完了したら、**完了日から5日以内**に市長へ排水設備等工事完了届書を提出してください。完了時には次の書類を提出してください。

- ① 排水設備等工事完了届書（第3号様式） 1部
- ② 公共下水道使用開始届書（工事完了分） 1部
- ③ チェックリスト 1部
- ④ 完了図（4部/右上に朱書きで完了図と記入してください）

また、完了図には必ず新しい水栓番号を記入してください。

【完了検査】

完了検査は書類又は現場の検査となります。完了書類の提出後、現場検査の場合は委託事業者より検査日を連絡します。

※検査には責任技術者と申請者の立会いが必要です。どうしても申請者が立ち会えない場合は、申請者から事前に所有地内の立ち入り承諾をもらい、検査当日に委託業者に提出してください。

■鎌倉市下水道管路施設等包括的民間委託業務

委託期間 : 令和8年（2026年）2月28日まで

受託業者 : 管清工業株式会社

住 所 : 〒248-0036 鎌倉市手広 1-10-13

電 話 : 0467-53-9028

第1号様式(第4条)

排水設備等新設等確認申請書		受付番号
(宛先)鎌倉市長		年 月 日
申請者		住所.....
		ふりがな 氏名.....
		電話 ()
[法人にあつては、その主たる事務所の所在地及び 名称・代表者氏名を記入してください。]		
次のとおり申請します。		
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	
工事区分	<input type="checkbox"/> くみ取り改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 共同私設下水道 <input type="checkbox"/> 改築・修繕 <input type="checkbox"/> 低地ポンプ <input type="checkbox"/> 仮設 <input type="checkbox"/> 先行配管 <input type="checkbox"/> その他()	
施工場所	鎌倉市	
下水区分	<input type="checkbox"/> 一般汚水 <input type="checkbox"/> 特定事業場 <input type="checkbox"/> 除害施設 <input type="checkbox"/> その他()	
指定工事店名	No.	使用区分 <input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> その他()
責任技術者名 登録番号	No.	
着工予定年月日	. .	1日平均の排除汚水量 (m ³ /日)
完了予定年月日	. .	世帯数及び使用人数 世帯 人

- (注) 1 この申請書提出後、確認決定通知を受けてから、工事着手することになります。
 2 排水設備等の設置に際し、次のような場合は所有者の承諾を得てから申請してください。
 (1) 借家人が排水設備等を設置する場合は、建物所有者の承諾
 (2) 権利を有しない土地(私道等)に排水設備等を設置する場合は、土地所有者の承諾
 (3) 他人の排水設備等を使用する場合は、排水設備等所有者の承諾
 3 添付書類 (1)委任状 1部 (2)排水設備等計画図 3部 (3)その他関連する書類

排水設備等新設等確認申請書提出時における確認項目

確認日	
確認者	

1 添付書類

- 排水設備等新設等確認申請書
- 委任状(排水設備の計画(申請)に関する一切の権限について等)
※委任者に日付記入してもらう
- 排水設備等設計図面(3部)
- 汚水・雨水台帳の写し(各1部)

(場合によって必要な書類)

- 制限行為申請書
- 誓約書(排水管を床下配管で施工する場合・雨水排水施設へ排除せず浸透マスのみの場合)
- 既設管使用承諾願
- 使用承諾願
- 助成金がある場合(工事設計書3部+助成金申請書)

2 記入漏れ確認(注意事項)

- 申請者(住所・氏名・電話)
- 申請区分
(新設) 排水設備が敷設されていない土地に新たに設ける場合
(増設) 既設の排水設備に、新たに延長する場合
(改築) 既設の排水設備のすべて、又は一部を撤去して同一場所に改めて設ける場合
- 工事区分
該当する項目にチェックされているか
※(くみ取り改造・浄化槽廃止の場合)
補助金対象になるか未水洗家屋台帳で確認する。(業務担当側窓側キャビネット3・4段目に保管)
- 設置場所
設置場所と明細地図(ページ等)が一致しているか。(住居表示と地番)
(記入がない場合は、窓口にて記入してもらう)
排水設備等設計図面(3部)に申請箇所が赤塗りにされているか。
設置場所を確認する際、供用開始地域か未供用の区域か。(未供用の場合「制限行為申請書」が必要となります)
設置場所の水栓番号情報が記入されているか。
- 下水区分
該当する項目にチェックされているか
- 指定工事店名
指定工事店名と登録番号が記入されているか。
- 責任技術者名登録番号
責任技術者名と登録番号を記入されているか。
- 着工予定年月日
記入されていない場合は、申請日から14日後の日付を記入する。
- 完了予定年月日
排水設備工事が完了した日付を記入する。
- 使用区分
該当する項目にチェックされているか。
※(飲食店)グリストラップ設置状況の確認
- 1日平均の排除汚水量
わかれば記入してください。
- 世帯数及び使用人数
わかれば記入してください。

《 見本 》

委 任 状

代理人 住所

氏名

電話

（法人にあっては、その主たる事務所の住所及び名称・代表者氏名を記入してください）

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 鎌倉市下水道条例第4条第1項に基づく排水設備等の計画確認(申請)に関する一切の権限
2. 鎌倉市下水道条例第5条第1項に基づく排水設備等の設計及び工事に関する一切の権限
3. 鎌倉市下水道条例第6条に基づく工事の完了及び検査に関する一切の権限
4. 鎌倉市下水道条例第11条第1項に基づく公共下水道使用開始等届出書の提出

年 月 日

委任者 住所

氏名

電話（日中連絡が取れるもの）

（個人の場合は自筆で記入してください。氏名をパソコン等で作成する場合は押印が必要です。）

- ※ 委任状の内容等が不明の場合、委任者に連絡する場合がありますのでご了承ください。
- ※ 委任状を偽造して使用した場合、私文書偽造罪及び同行使罪（刑法第159条ほか）で刑事罰の対象になることがあります
- ※ オンラインによる申請の場合は、後日原本の提出を求めます。

《 見本 》

委 任 状

代理人 住所

氏名

電話

（法人にあっては、その主たる事務所の住所及び名称・代表者氏名を記入してください）

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 鎌倉市下水道条例第4条第1項に基づく排水設備等の計画確認(申請)に関する一切の権限
2. 鎌倉市下水道条例第5条第1項に基づく排水設備等の設計及び工事に
関する一切の権限
3. 鎌倉市下水道条例第6条に基づく工事の完了及び検査に関する一切の
権限
4. 鎌倉市下水道条例第11条第1項に基づく公共下水道使用開始等届出
書の提出
5. 鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例に基づく補助金の申請に関する
一切の権限

年 月 日

委任者 住所

氏名

電話（日中連絡が取れるもの）

（個人の場合は自筆で記入してください。氏名をパソコン等で作成する場合は押印が必要です。）

- ※ 委任状の内容等が不明の場合、委任者に連絡する場合がありますのでご了承ください。
- ※ 委任状を偽造して使用した場合、私文書偽造罪及び同行使罪（刑法第159条ほか）で刑事罰の対象になることがあります。
- ※ オンラインによる申請の場合は、後日原本の提出を求めます。

第3号様式(第6条)

排水設備等工事完了届書

		受付番号
		年 月 日
(宛先)鎌倉市長		
住所.....		
届出者		
ふりがな 氏名.....		
電話 ()		
次のとおり届け出ます。		
指定工事店名		
施工場所		鎌倉市
排水設備工事完了	申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築
	工事区分	<input type="checkbox"/> くみ取り改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 共同私設下水道 <input type="checkbox"/> 改築・修繕 <input type="checkbox"/> 低地ポンプ <input type="checkbox"/> 仮設 <input type="checkbox"/> 先行配管 <input type="checkbox"/> その他()
	下水区分	<input type="checkbox"/> 一般汚水 <input type="checkbox"/> 特定事業場 <input type="checkbox"/> 除害施設 <input type="checkbox"/> その他()
	完了年月日	. .

- (注) 1 工事完了日から5日以内に提出してください。
 2 添付書類 (1) 公共下水道使用開始届書 (2) チェックリスト 1部
 (3) 完了図 4部 (4) その他関連書類
 3 太枠の中だけ記入してください。

下水コード		—	
検査年月日	. .	検査員氏名	

第11号様式(第8条)

公共下水道使用開始等届書

年 月 日	
(宛先) 鎌倉市長	
届出者	住所.....
	ふりがな 氏名.....
	電話 ()
次のとおり届け出ます。	
届出区分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
使用者	使用場所 鎌倉市
	ふりがな 氏名
工事区分	<input type="checkbox"/> くみ取り改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> その他 ()
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道 (<input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共用) <input type="checkbox"/> 井戸 (使用人数 人)
水栓番号	2 2 5 - -
使用開始等年月日	年 月 日
指定工事店名	受付番号
備考	<input type="checkbox"/> 接続登録 (月 日) (<input type="checkbox"/> 県水開始 <input type="checkbox"/> 前回点検 <input type="checkbox"/> 使用開始) <input type="checkbox"/> 賦課済み
入力年月日	処理確認年月日

(注)太枠の中だけ記入してください。

鎌倉市排水設備工事完成チェックリスト

提出年月日 年 月 日

指定工事店名		受付番号
責任技術者	氏名	申請者名
	番号	

番号	チェック項目	確認欄
1	排水管の内径(口径 100 mmの場合は 2%以上)及び勾配は、鎌倉市下水道条例等の基準を満たしているか(管のたるみ、ます内の漏水はないか)。	
2	汚水管と雨水管を分離して工事を行ったか(雨どい等に集められた 雨水を、汚水管に接続していないか)。	
3	排水管の沈下や損傷を起こさないように、基礎をつき固めて、埋め戻しを入念に行ったか。	
4	露出管の布設については、管の凍結及び損傷を防ぐため、適切な材料を用いて防護又は固定したか。	
5	通気管等の設置は、適切に行われているか。	
6	既設管使用の場合、使用する既設管は長期の使用に耐えられるものであったか。	
7	雨水汚水ますの設置については、ますの沈下を生じないように施工したか。	
8	くみ取り便所の便槽及び浄化槽の撤去処理については、将来にわたって衛生上問題のない処置を行ったか。	
9	油脂類、ガソリン、土砂の流入及びその他下水道施設の機能を防げるおそれのある箇所については、阻集器等を設置したか。	
10	外水道(散水目的を除く)が設置されている場合、汚水排水として接続しているか。	
11	工事完了後に通水試験を行ったか(未接続の排水管はないか)。	
12	水の流れはスムーズか(ダブルトラップになっていないか)。	
13	器具トラップは確認したか。	
14	トイレ系合流箇所の3cm段差ますを確認したか。	
15	打音又は目視検査等により、汚水ますは汚水本管に、雨水ますは側溝又は雨水本管に接続されていることを確認したか。	

※ 該当する項目が適切に行われている場合は、確認欄にチェックしてください。

誓 約 書

年 月 日

（宛先）鎌倉市長

住 所
申請者
氏 名

床下配管について

この度、排水設備等工事の施工にあたり、床下配管にて施工したく申請いたします。
不都合が生じた場合には、当方で責任をもち対処いたします。

なお、所有者変更時には、以上の内容を新所有者に説明をいたします。

設置場所 : 鎌倉市

指定工事店 : _____

誓約書

年 月 日

（宛先）鎌倉市長

住所
申請者
氏名

宅地内雨水排水設備について

宅地内雨水排水設備については、浸透ます又は雨水ますを設置し、浸透出来なかった雨水を排除するための雨水排水管を設置し、道路等の雨水排水施設へ排除することが適当であることは承知しております。

今回、雨水排水施設の配管については、諸般の理由により浸透ますのみにて施工したく申請いたします。

雨水浸透ますのみでは、雨水を排除できない場合が十分考えられますがその時は当方にて改善のための工事をいたします。また、雨水を汚水施設へ接続するようなことは、決していたしませんので申し添えます。

なお、所有者変更時には、以上の内容を新所有者に説明をいたします。

設置場所 : 鎌倉市 _____

指定工事店 : _____

既設管使用承諾願

年 月 日

（宛先）鎌倉市長

住所
申請者
氏名

このたび、公共下水道に接続するにあたり、都合により宅地内排水設備の一部に既設管を使用したいため承諾願います。

また、既設管が使用できる事を責任技術者が確認しておりますが、不都合が生じた場合には、当方で責任を持って対処いたします。

設置場所： 鎌倉市

指定工事店： _____

使用承諾願

年 月 日

（宛先）鎌倉市長

住所
申請者
氏名

このたび、公共下水道に接続するにあたり、都合により、

_____ を使用したいため承諾願います。

使用に当っては、当方にて責任を持って維持管理し、不都合が生じた場合にも責任を持って対処いたします。

設置場所： 鎌倉市 _____

指定工事店： _____

排水設備等設計図面

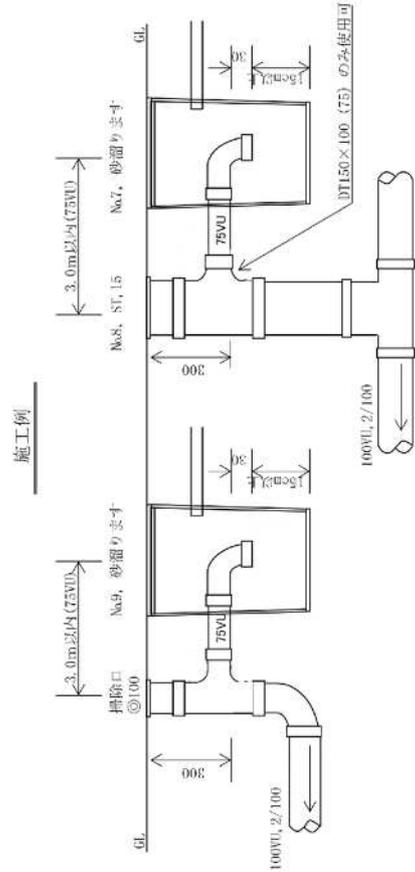
設置場所	鎌倉市 (住居表示及び地番)	水栓番号	状態
申請者	住所 氏名	225	差止
指配工事店(責任技術者)	(No.) , (No.)	225	休止
		225	散水栓
		225	使用

水栓番号の記入及び水栓状態に○を付けてください(水栓番号は二段書可)。

位置図 P - -



平面図



所有地内の立ち入り承諾

(宛先)鎌倉市長

鎌倉市下水道条例第6条の規定に基づき、排水設備等工事完了届を提出しましたが、都合により現場検査に立会うことができません。

このため、現場検査の実施により下水道経営課職員又は委託業者が所有地内に立ち入ることを承諾します。現場検査において、指摘事項があった場合は鎌倉市下水道指定工事店との協議のうえ、責任を持って対処いたします。

なお、売買等により土地所有権が移転した場合、上記の内容を新所有者に責任を持って引き継ぎます。

年 月 日

申請者名

住所

氏名

誓 約 書（構造基準）

年 月 日

（宛先）鎌倉市長

今回、排水設備等新設等確認申請した自己所有の排水設備について、鎌倉市宅地内排水設備構造基準に適合しない箇所があります。今後、維持管理等で問題が生じた場合は、一切私の責任において処理します。なお、所有者変更時には、以上の内容を新所有者に説明をいたします。

構造基準に適合していない箇所：

理由：

設置場所： _____

申請者 ： 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____（日中連絡が取れるもの）

（個人の場合は自筆で記入してください。氏名をパソコン等で作成する場合は押印が必要です。）

指定工事店 ： 住 所 _____

氏 名 _____

- ※ 委任状の内容等が不明の場合、委任者に連絡する場合がありますのでご了承ください。
- ※ 委任状を偽造して使用した場合、私文書偽造罪及び同行使罪（刑法第 159 条ほか）で刑事罰の対象になることがあります。
- ※ オンラインによる申請の場合は、後日原本の提出を求めます。

[問い合わせ先]

鎌倉市都市整備部下水道経営課

鎌倉市役所

代表 0467(23)3000

FAX 0467(23)8520

宅地内排水設備・未設置ますの設置……設備担当

内線 2399/2499/2414

ダイヤルイン 0467(61)3840

0467(61)3842

**補助金・貸付金・下水道使用料・受益者負担金・
指定工事店・責任技術者について……料金担当**

内線 2229/2403/2443

ダイヤルイン 0467(61)3717

**未設置ますの設置・自費工事の構造指導・
公共下水道管の工事・公共污水ますのつまり・
公共下水道管の維持管理について……**

下水道河川課下水道担当

内線 2537/2553

ダイヤルイン 0467(61)3769